

## 秋田市道路除排雪活動支援小型除雪機械貸付要綱

〔平成22年11月4日〕  
〔秋田市長決裁〕

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民等で組織する団体が自主的に道路の除排雪（以下「除排雪」という。）を行う場合に、秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年秋田市条例第19号）第7条の規定に基づき、市が所有するハンドガイド式小型除雪機、歩行型ローダ、移動式融雪機（以下「小型除雪機械」という。）を貸し付け、地域の除排雪作業を支援することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 貸付けの対象は、町内会およびボランティア団体等（以下「団体」という。）とする。

(貸付けの申込み)

第3条 小型除雪機械の貸付けを受けようとする団体は、秋田市小型除雪機械借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定および通知)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、秋田市小型除雪機械貸付可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、当該年度の12月1日から3月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸付料および費用負担)

第6条 小型除雪機械の貸付けに係る貸付料は、無料とする。ただし、小型除雪機械の使用に係る運搬費その他諸費用（次項に規定する費用を除く。）は、第4条第2項の規定により貸付の決定を受けた団体（以下「借受人」という。）の負担とする。

2 市は、小型除雪機械の使用に係る燃料を支給するとともに、小型除雪機械の貸付けに伴う賠償保険料を負担するものとする。

(貸付条件)

第7条 貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 借受人が除排雪作業を行う道路は、市が除排雪の対象としている路線のうち、一般生活道路および歩道とする。

(2) 借受人は、許可した目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。

(3) 借受人は、ハンドガイド式除雪機を借用したときは、一般生活道路(舗装道に限る。)又は歩道の除排雪を200m以上実施しなければならない。

(4) 市長は、特に必要がある場合を除き、第1号および前号の規定により借受人が除排雪を行う道路については、除排雪を行わないものとする。

(5) 借受人は、歩行型ローダまたは移動式融雪機を借用したときは、間口等の除排雪を行わなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる条件以外の貸付条件を付することができる。

(貸付けおよび返還)

第8条 小型除雪機械の貸付けおよび返還は、市長が指定した期日および場所において行うものとする。

2 借受人は、小型除雪機械の貸付けを受けたときは、秋田市小型除雪機械借用書(様式第3号)および作業従事者名簿(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 借受人は、借り受けた小型除雪機械を返還しようとするときは、除排雪作業報告書(様式第5号)を市長に提出するとともに、当該小型除雪機械の異常の有無について、秋田市道路除排雪対策本部の職員による確認を受けなければならない。

(借受人の責務)

第9条 借受人は、小型除雪機械の使用に当たっては、事故がないように

細心の注意を払い作業を行うとともに、適切に管理しなければならない。

2 借受人は、小型除雪機械の使用により自己又は第三者に損害を与えたときは、責任をもって処理し、速やかに市長へ報告しなければならない。

(亡失等の場合における借受人の義務)

第10条 借受人は、小型除雪機械を亡失し、又は損傷させたときもしくは小型除雪機械が故障したときは、直ちにその状況を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 借受人は、小型除雪機械の亡失、損傷又は故障が自らの責めに帰すべき事由によるときは、自己の負担においてこれを補てんし、又は修理しなければならない。

(使用中止および返還の命令)

第11条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、借受人に対し、小型除雪機械の使用の中止および返還を命ずることができる。

(1) 貸付条件に違反したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、貸し付けることが不相当であると認められる行為があったとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(あて先) 秋 田 市 長

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 代表者連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_

秋田市小型除雪機械借用申請書

小型除雪機械の借用について、秋田市道路除排雪活動支援小型除雪機械貸付要綱第3条の規定に基づき、申請します。

項 目	内 容	
使用目的	該当する番号に○を、又その他の場合は、必要事項を記入してください 1 一般生活道路の除排雪作業を実施するため 2 地域内の歩道除排雪作業を実施するため 3 その他 ( _____ )	
借用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
借用希望機種	該当する番号を○で囲んでください。 1 ハンドガイド式除雪機 2 歩行型ローダ 3 移動式融雪機	
除雪箇所 および 除雪延長	_____ から _____ 経由 _____ まで	除雪延長 約 _____ m 平均幅員 約 _____ m
除雪機械の 運転者および 従事者	_____ _____ _____	
添付書類	次の書類を本申請書に添付してください。 ・作業箇所図      ・機械の保管箇所図      ・現況写真	

令和 年 月 日

申請者 団体名  
代表者住所  
代表者氏名 様

秋田市長 穂 積 志

秋田市小型除雪機械貸付可否決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった小型除雪機械の借用について、下記のとおり決定したので、秋田市道路除排雪活動支援小型除雪機械貸付要綱第4条第2項の規定に基づき、通知します。

記

項目	内 容
決定内容	貸付期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
決定理由	
備 考	

(あて先) 秋 田 市 長

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 代表者連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_

秋田市小型除雪機械借用書

秋田市道路除排雪活動支援小型除雪機械貸付要綱に基づき、下記の小型除雪機械を借用しました。

機 械 名	数 量	規格 (機械番号)	貸付け・返還 年 月 日	備 考
			貸 付 け 年 月 日 返 還 予 定 年 月 日	

※別紙様式第4号の作業従事者名簿を添付してください。

確認欄 -----

○貸付日および立会人

令和 年 月 日

○返還日および立会人

令和 年 月 日

借受人

\_\_\_\_\_ 印

借受人

\_\_\_\_\_ 印

秋田市道路除排雪対策本部

\_\_\_\_\_ 印

秋田市道路除排雪対策本部

\_\_\_\_\_ 印

様式第4号

団体名 \_\_\_\_\_

作業従事者名簿

項目	氏名	備考
代表者		
作業従事者		

団体名 \_\_\_\_\_

除 排 雪 作 業 報 告 書

	実施日	作業時間 (24時間表記)	作業距離 (概ねの距離)	作業従事者	機械の異常 の有無
1	・ ・	～	m		無・有
2	・ ・	～	m		無・有
3	・ ・	～	m		無・有
4	・ ・	～	m		無・有
5	・ ・	～	m		無・有
6	・ ・	～	m		無・有
7	・ ・	～	m		無・有
8	・ ・	～	m		無・有
9	・ ・	～	m		無・有
10	・ ・	～	m		無・有